

# 資料編

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条—第6条）

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条—第9条）

## 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第10条—第29条）

## 第4章 地球環境保全及び国際協力（第30条・第31条）

## 第5章 環境審議会（第32条）

## 附則

釧路市は、広大な太平洋に臨み、タンチョウをはじめ数多くの野生生物が生息する国際的にも貴重な釧路湿原などのすぐれた自然に恵まれ、そのかけがえのない環境から絶えることなく豊かな恵みを受けつつ、今日まで発展してきた。

一方、今日の私たちの社会は、豊かさや利便性が高まった反面、日常生活や経済活動等の人の営みが拡大し、大量の資源やエネルギーが消費され、環境への負荷が増大し、その影響は地域の環境のみならず、今や人類の生存基盤である地球環境全体に及ぶまでに至った。

もとより、すべての市民は、環境からの恵沢を受け良好な環境の下に生活する権利を有しており、将来にわたりこの環境を健全で恵み豊かなものとして次の世代に引き継いでいくことは、私たちの願いであり、また、責務でもある。

このため、私たちは、地域の自然環境や生活環境を良好なものとするとともに、環境への負荷を増大させている現在の経済社会構造のあり方や生活様式を見直し、かけがえのない地球に生きるものの一員としての自覚の下に地球環境の保全に貢献していかなければならない。

このような考え方に立って、市、事業者及び市民のすべてが、環境の問題を自らの課題として認識し、それぞれの責任の下に相互に連携しながら役割を果たしていくことにより、環境への負荷を低減するとともに、循環を基調とした持続的発展が可能な社会をつくるため、釧路市環境基本条例を制定する。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚

染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

## （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活

を営むうえで必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民の意見を適切に反映して、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動において再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、廃棄物の適正処理及び排出の抑制、資源やエネルギーの節減及び環境への負荷の低減に資する製品等の利用に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、その日常生活において、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 人と自然との共生を図るため、生物の多様性を保全するとともに、湿原、水辺地等多様な自然環境を適正に保全すること。

(3) 地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全等により、潤い、ゆとり、安らぎ等心の豊かさを感じられる環境を確保すること。

(4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用等により、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。

(5) 地球環境保全のため、地域における環境への負荷の低減を進めるとともに、国際協力を推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を適切に反映するとともに、釧路市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。(釧路市環境白書)

第9条 市長は、毎年、環境の現況及び環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、釧路市環境白書を作成し、公表しなければならない。

## 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(市の事業に係る環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施に当たっては、環境への負荷が低減されるよう、十分に配慮するものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造に資する措置をとることを促進するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第14条 市は、廃棄物処理施設、下水道その他の環境の保全上の支障を防止するための施設の整備を推進するように努めるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の快適な環境の維持及び創造に資する事業を推進するように努めるものとする。

(市民及び事業者の活動の促進)

第15条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的に活動することを促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境教育及び学習」という。）の推進に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に将来を担う世代について、積極的に環境教育及び学習を推進するように努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、市民及び事業者の自発的な活動の促進並びに環境教育及び学習の推進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第18条 市は、環境に関する現状を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な調査研究の実施及びその成果の活用に努めるものとする。

(監視等の体制整備)

第19条 市は、環境に関する現状を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(自然環境の保全)

第20条 市は、タンチョウ、シマフクロウその他野生生物の保護管理並びに釧路湿原、春採湖をはじめとする湿原、森林、水辺地その他の多様な自然環境の保全及び適正な利用の促進を図られるように努めるものとする。

(公害の防止)

第21条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全が図られるよう、公害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(快適な都市空間の形成)

第22条 市は、安らぎと潤いのある快適な都市空間の形成を図るため、歴史的文化的遺産の保全及び水辺の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成)

第23条 市は、自然と調和した、地域の特性を生かした良好な景観を形成するために必要な措置を講ずるものとする。

(緑化の推進)

第24条 市は、緑豊かな生活環境の確保が図られるよう、緑化を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(都市美化の推進)

第25条 市は、ごみの投棄や散乱の防止等都市美化を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的利用等の推進)

第26条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるように努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との連携協力)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体等との連携協力を努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、釧路湿原の保全等特に広域的に取り組む必要があるときは、関係する地方公共団体等との連携協力を努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第28条 市は、その機関相互の施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

#### 第4章 地球環境保全及び国際協力

(地球環境保全の推進)

第30条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、生物の多様性の保全等に関する施策の積極的な推進に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第31条 市は、国及び他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

2 市は、特に自然環境保全に関し、国際機関、国及び他の地方公共団体その他関係する団体等と連携して、情報交換、調査研究及び人材交流等を行うことにより国際協力の推進が図られるように努めるものとする。

#### 第5章 環境審議会

(釧路市環境審議会)

第32条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、釧路市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員18人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に調査委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

## 2 策定経過

令和元年 6月11日	令和元年度第1回釧路市環境審議会 ・第2次釧路市環境基本計画の策定について
令和元年 7月 3日	令和元年度第1回釧路市環境対策推進会議 ・第2次釧路市環境基本計画の策定について
令和元年 9月26日	令和元年度第1回環境基本計画専門部会 ・第2次釧路市環境基本計画の策定について ・市民・事業者アンケートについて
令和元年10月 8日	令和元年度第2回釧路市環境審議会 ・市民・事業者アンケートについて
令和元年11月29日 ～12月30日	市民・事業者アンケート調査実施 ・市民アンケート回答率 37.4% ・事業者アンケート回答率 30.2%
令和2年 7月 1日	令和2年度第1回釧路市環境審議会 ・市民・事業者アンケートの結果報告について ・第2次釧路市環境基本計画の骨子について
令和2年 8月17日	令和2年度第1回環境基本計画専門部会 ・市民・事業者アンケートの結果報告について ・第2次釧路市環境基本計画の骨子について
令和2年 8月19日	令和2年度第1回釧路市環境対策推進会議 ・第2次釧路市環境基本計画の骨子について
令和2年10月15日	令和2年度第2回環境基本計画専門部会 ・第2次釧路市環境基本計画たたき台について
令和2年11月 5日	令和2年度第2回釧路市環境審議会 ・第2次釧路市環境基本計画の素案（案）について
令和2年11月17日	令和2年度第2回釧路市環境対策推進会議 ・第2次釧路市環境基本計画の素案（案）について
令和2年12月23日 ～令和3年 1月22日	パブリックコメント実施 ・第2次釧路市環境基本計画の素案について
令和3年 2月10日	釧路市環境審議会に諮問 ・第2次釧路市環境基本計画（案）について
令和3年 2月24日	釧路市環境審議会からの答申 ・第2次釧路市環境基本計画（案）について
令和3年 3月26日	第2次釧路市環境基本計画策定

## 3

## 釧路市環境審議会名簿

氏名	所属及び役職等
神田 房行	北方環境研究所所長
伊原 禎雄	国立大学法人北海道教育大学釧路校教授
浦家 淳博	国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校教授
佐藤 彰治	国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校教授
小林 聡史	釧路公立大学教授
伊藤 明日佳	弁護士法人笠井・伊藤法律事務所弁護士
藤原 厚	環境カウンセラー
田邊 仁	環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所所長
井戸井 毅	北海道釧路総合振興局くらし・子育て担当部長
角田 憲治	春採湖の会会長
大西 英一	釧路自然保護協会副会長
板 明子	釧路市連合町内会副会長
新井田 利光	一般財団法人前田一步園財団理事長
三東 恵理子	釧路家庭生活カウンセラークラブ副会長
西村 智久	釧路商工会議所都市イメージアップ委員会委員長
穂積 貴美子	釧路市女性団体連絡協議会副会長
渡邊 景子	市民公募
片桐 敬子	市民公募

(令和3年3月現在)

## 4 諮問・答申

### ■ 諮問

釧路 環 保 第 2 5 号  
2021年(令和3年)2月10日

釧路市環境審議会  
会長 神 田 房 行 様

釧路市長 蝦 名 大 也

第2次釧路市環境基本計画(案)について(諮問)

釧路市環境基本条例第8条第3項の規定に基づき、「第2次釧路市環境基本計画(案)」について、貴審議会の意見を求めます。

(諮問理由)

釧路市では、2010年度(平成22年度)に「釧路市環境基本計画」を策定し、21世紀半ばを展望した本市の望ましい環境像を「自然と共生し、うらおいあふれる環境調和都市」と定め、この環境像の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

現行計画は、2020年度(令和2年度)をもって計画期間満了を迎えます。

計画策定より10年が経過し、この間、国連サミットにおけるSDGsの採択や、パリ協定の発効など社会情勢は大きく変化し、時代に即した新たな課題への対応が迫られています。

こうした状況を踏まえ、本市における環境問題の解決に向けた施策等のさらなる推進を図るため、「第2次釧路市環境基本計画(案)」について貴審議会に意見を求めます。

### ■ 答申

2021年(令和3年)2月24日

釧路市長 蝦 名 大 也 様

釧路市環境審議会  
会長 神 田 房 行

第2次釧路市環境基本計画(案)について(答申)

令和3年2月10日付釧路保第25号で諮問のありました「第2次釧路市環境基本計画(案)」について、当審議会において慎重に審議した結果、提示された計画案については概ね妥当であると認め、別紙の意見を付して答申いたします。

別 紙

- 1 市民・事業者の環境に関する意識を高めるためには、環境教育・環境学習が重要であることから、学校などの関係機関との連携協力により、幅広い世代に対し環境教育・環境学習の積極的な展開に努めること。
- 2 地球温暖化対策については、世界の動向を踏まえ、国の「地球温暖化対策計画」の改訂やその他の動向に則して適宜計画の見直しを検討するとともに、気候変動への適応についても取り組みを進めること。
- 3 地域の自然資源や産業特性を活かした「環境と経済の好循環」の実現に向けて、市民・事業者と一体となった取り組みを促進すること。
- 4 市民・事業者に対し、本計画を多様な手段を通じて普及を図るとともに、市民団体等の自主的な取り組みの発信や連携を進めるなど、地域が一体となった環境配慮行動の実践に努めること。



### あ行

#### アスベスト（石綿）

アスベストは天然に存在する繊維状の鉱物。耐火性、断熱性などに優れているため、暖房パイプの被覆、建築材など広く利用されていた。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、大気汚染防止法により、1989年（平成元年）に「特定粉じん」に指定され、現在は使用等が禁止されている。

### か行

#### 海洋プラスチックごみ問題

海洋に流出したプラスチックごみが世界的な課題となっており、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。

陸でのボイ捨て、屋外に放置されたままの不適正な管理等により、雨や風によって河川を通じて海に入ることが主な原因である。環境省発行の令和2年環境白書によると、世界全体で毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているとの報告があり、2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えると試算されている。

#### 合併処理浄化槽

し尿や雑排水を微生物の力で処理する設備。し尿のみを処理するものを単独浄化槽というのに対し、し尿と雑排水を合わせて処理するものを合併処理浄化槽という。

#### 環境基準

環境基本法により定められている、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音などに係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる基準。

#### 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

地球温暖化の予測、影響、対策等について科学的・技術的な観点から最新の知見をまとめ、地球温暖化に対応する政策決定に科学的な基盤を与えることを目的として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）が共催して1989年（平成元年）に設置された国際機関。

#### 釧路市地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、2011年（平成23年）3月に策定された「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」の取り組みを市民・事業者・市が協力して、推進することを目的として設置。日常生活や事業活動で発生する温室効果ガスの排出の抑制についての情報交換や啓発活動を行う。

#### 釧路市都市計画マスタープラン

市町村が創意工夫のもとに、住民の意見を反映させ、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、あるべき市街地像、整備課題に応じた整備方針、都市生活、経済活動を支える諸施設の計画等をきめ細かく、かつ総合的に定める都市計画の方針を示す行政計画。釧路市では、2001年（平成13年）に策定され、2021年（令和3年）3月に第2次釧路市都市計画マスタープランを策定。

#### 釧路市まちづくり基本構想

まちづくりを進めていくために策定した本市の個別計画や施策の最上位となる指針。釧路市まちづくり基本条例第23条に基づき2018年（平成30年）3月に策定。計画期間は2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）。

#### 釧路市緑の基本計画

良好な都市環境の形成を図り、市民の健康で文化的な都市生活を確保することを目的に、緑地の適正な保全及び緑化の推進に係る取り組みを総合的かつ計画的に実施するための施策や方針を定める行政計画。2001年（平成13年）に策定され、2021年（令和3年）3月に第2次釧路市緑の基本計画を策定。

#### 釧路市みんなできれいな街にする条例

清潔で住み良いまちづくりを目的として、2005年（平成17年）に制定。空き缶等及び吸い殻等のごみの散乱の防止に市、市民等、事業者及び土地所有者が一体となって、推進するための必要な事項を定めている。

#### グリーン購入

エコマーク商品など環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を優先的に購入する取り組み。国では「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を制定し、国や地方自治体等でのグリーン購入の推進を図っている。

## 広域連合

複数の市町村が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として組織する特別地方公共団体の一つ。釧路管内では、管内6市町村で構成する釧路広域連合が釧路市高山の清掃工場において、共同で可燃ごみの焼却処理を行っている。

## 公園里親制度

公園の美化及び保全等のため、ボランティアで活動を行う団体を公園の里親とし、その活動を円滑に推進することを目的とする釧路市独自の制度。平成13年度より釧路市内の町内会、愛護会及び民間事業者（市外も可）など、公園の美化活動等を行っている又は行おうとする団体を対象に、市が草刈り機材等の貸し出しを行っている。

## 公害防止協定

地方公共団体と企業、住民団体と企業などの間で公害防止のために必要な措置を、相互の合意形成により取り決めるもの。地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施するのに適するため、法律や条例の規制と並び有力な公害防止対策上の手段として広く利用されている。

## こどもエコクラブ

幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。こどもエコクラブに参加し、様々な環境学習・活動を通して、環境を大切にす心と行動力を育むことを目的としている。

## さ行

### 準用河川

河川法における一級河川及び二級河川以外の「法定外河川」のうち、市町村が指定し管理する河川。河川法に基づき、二級河川の規定が準用される。釧路市では、星が浦川、武佐川、風連別川が準用河川に指定されている。尚、市町村が指定し管理する普通河川は、河川法の適用外である。

### 食品ロス

売れ残りや消費期限切れ、食べ残りなどで本来は食べられる食品が廃棄されること。生産や加工、流通や販売、家庭での消費などの段階で発生している。食品ロス量が多いと、ごみ処理に多額のコストがかかり、また可燃ごみとして燃やすことで、CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出や焼却後の灰の埋め立て等による環境負荷が懸念される。

## 生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物がバクテリアによって分解される時に必要な酸素の量。河川の汚濁を測る指標で、BOD値が高いほど汚濁度が高い。

## た行

### 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

1997年（平成9年）に京都で開催された「国連機気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」での京都議定書の採択を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

### 中間処理施設

ごみの体積と重量を減らして、最終処分場への負担を減らすため、収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの選別などを行う処理施設。鉄や小型家電など再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

### 鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止される。特に重要な区域は特別保護地区として指定され、一定の開発行為が規制される。

### 特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、2005年（平成17年）に施行された外来生物法によって規定された生物。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて、飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。

### 特定建設作業

「騒音規制法」及び「振動規制法」の規制対象になっている作業で、建設作業として行われる作業のうち、くい打機やびょう打ち機、さく岩機、ブレーカーを使用する作業など著しい騒音と振動を発生する作業。

## は行

### 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊している粒径 2.5 マイクロメートル (100 万分の 1 メートル) 以下の粒子。PM2.5 は非常に小さいため (髪の毛の太さの 30 分の 1 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系・循環器系への影響が懸念されている。

### パリ協定

京都議定書に代わる 2020 年以降の温室効果ガス排出削減などのための新たな国際枠組み。気候変動枠組条約に加盟する全 196 カ国全てが参加する形で、2015 年 (平成 27 年) 12 月にフランスのパリで採択され、2016 年 (平成 28 年) 11 月に発効された。日本は 2030 年度までに、2013 年度比で、温室効果ガス排出量を 26%削減することを目標にしている。

## 英数

### ISO14001 (環境マネジメントシステム)

国際標準化機構 (ISO) が定めた環境マネジメントシステムに関する国際規格。事業活動による環境負荷の低減を目指すための環境管理の仕組み。PDCA サイクルによる継続的な改善が基本となる。

### PDCA サイクル

物事を管理し改善していくための手法のひとつ。Plan (計画の策定)、Do (施策の実施)、Check (計画の評価・検証)、Action (計画の改善) の 4 つのサイクルを繰り返し行うことで、継続的に管理業務を改善していく手法をいう。

## 6 目標と管理指標一覧

項目	基準値	目標値
二酸化炭素排出量削減率 (2013年比)	8.5% (平成30年度)	26.0% (令和12年度)
市の事務事業における温室効果ガス削減率 (2013年比)	16.3% (令和元年度)	40% (令和12年度)
ごみ排出量	68,857トン (令和元年度)	62,597トン (令和12年度)
市民ひとり1日あたりの家庭系廃棄ごみ量	568グラム (令和元年度)	543グラム (令和12年度)
リサイクル率	19.87% (令和元年度)	26.80% (令和12年度)
埋め立て処分量	10,812トン (平成29年度)	9,605トン (令和12年度)
大気汚染に係る環境基準達成率	100% (令和元年度)	100% (令和12年度)
河川の水質汚濁に係る環境基準(BOD) 達成率	100% (令和元年度)	100% (令和12年度)
生活排水処理率	94.5% (令和元年度)	94.9% (令和12年度)
一般地域における騒音に係る環境基準の 達成率	100% (令和元年度)	100% (令和12年度)
自動車騒音に係る環境基準達成率 (昼夜とも達成)	98.0% (令和元年度)	100% (令和12年度)
学校版環境ISOの実施割合	100% (令和元年度)	100% (令和12年度)

## 第2次釧路市環境基本計画

令和3年（2021年）3月発行

---

編集・発行 釧路市市民環境部環境保全課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4535

FAX 0154-23-4651

e-mail ka-kankyokanri@city.kushiro.lg.jp

ホームページURL <https://www.city.kushiro.lg.jp/>